

序章 都市計画マスタープランについて

1 改定にあたって

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針のことをいい、長期的な見通しを持った上で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示すものです。

本市では、平成 16 年(2004 年)に都市計画マスタープランを策定し、概ね 20 年先の目標年次に向け、都市計画に関する施策を推進してきました。

策定から 10 年が経過する中、社会経済情勢や上位・関連計画、関連する施策の進捗、市民の意識といった本市を取り巻く様々な動向が変化していることから、策定以降生じた新たな課題に対応するため、都市計画マスタープランの中間見直しを行いました。

見直しにあたっては、見やすくわかりやすい計画とするため、施策ごとの圏域や地域特性を踏まえて、施策テーマごとに再構成しました。その際、地域別構想について、7 つのブロック区分が、地域の成り立ちや実際の生活圏域と必ずしも一致しておらず、また、駅周辺や道路・鉄道ネットワークを分断していることなどから、ブロックによる明確な区分に捉われずに表現するため、新たに地域別索引図を作成しました。

あわせて、策定段階では想定が困難な社会経済情勢の変化等への迅速かつ柔軟な対応や、身近な範囲で行われている住民主体のまちづくり活動への支援がこれまで以上に必要となっていることなどから、地区ごとの実情に応じた住民等の発意による構想などを適宜位置づける新たな仕組みとして、「地区まちづくり構想制度」を創設しました。

平成 23 年度(2011 年度)から見直し検討を始め、これまでの進捗状況を検証し、市民アンケートやまちづくりワークショップなどを実施するとともに、都市計画審議会^{*1}の意見を踏まえ、「見直し方針」(平成 26 年(2014 年)2 月策定)に沿って改定を行いました。

2 都市計画マスタープランの概要

(1) 役割

都市計画マスタープランは、「総合計画^{*2}」によるまちづくりを都市計画の面から進めていく上での基本方針であり、以下のような役割があります。

- 市民や事業者、専門家等及び行政など、まちづくりに関わる多様な主体が共有すべき、本市全体の都市空間^{*3}の長期的な目標を示すとともに、まちづくりへの理解と参加を促し、協働によるまちづくりを推進するための指針。
- 都市計画を定める、または変更する際の指針であり、都市計画に関わる様々な施策を横断的一体的に進めるための基本方針。

^{*1} 都市計画審議会

都市計画法に基づき、都市計画に関する事項の調査審議を行うため、都道府県及び市町村に置かれる。本市では条例により、学識経験者、議会の議員、関係行政機関、及び住民で構成されている。

^{*2} 総合計画

市の最上位計画として策定される行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画(自治基本条例第 25 条)。現行の総合計画は、平成 18 年度(2006 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 15 年間で計画期間とする第 3 次総合計画。

^{*3} 都市空間

都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース(道路空間やみどり空間など)に区分される。

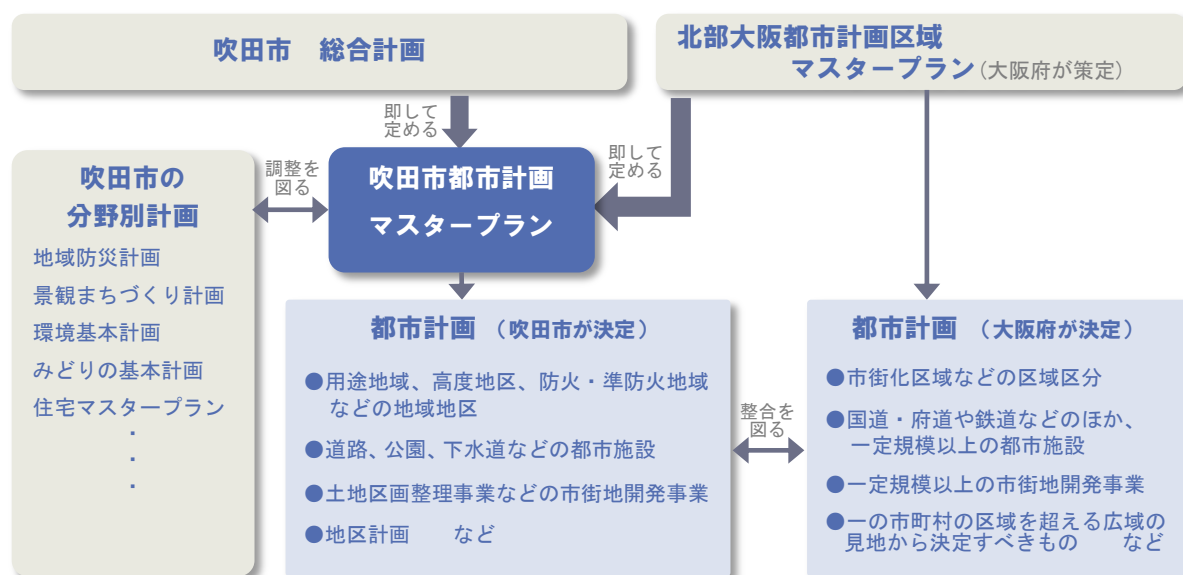
(2) 位置づけ

都市計画マスタープランは、本市が最上位計画として策定する「総合計画」と大阪府が広域的な見地から定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{*4}（都市計画区域マスタープラン）」の内容に即して定めます。

都市計画マスタープランの方針に沿って、用途地域^{*5}や地区計画^{*6}、道路、公園、下水道などの都市施設^{*7}、また、土地区画整理事業^{*8}などの市街地開発事業^{*9}など、具体的な都市計画を決定します。

また、「総合計画」や本市が定める他の分野別計画に基づき実施される様々な事業との整合を図るため、「地域防災計画」や「環境基本計画」など関連する分野別計画との調整を図り定めています。

■都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 目標年次

目標年次は、概ね平成 36 年（2024 年）とします。

^{*4} 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

一体の都市として整備、開発及び保全する区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）をはじめとした都市計画の基本的な方針として定めるもの（都市計画法第 6 条の 2）。本市を含む北部大阪都市計画区域については平成 23 年（2011 年）に大阪府が改定している。

^{*5} 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、地域に応じて建築物の用途や形態等についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。

^{*6} 地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民等の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届出が必要になる。

^{*7} 都市施設

道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。

^{*8} 土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。

^{*9} 市街地開発事業

既成市街地の機能更新及び健全な市街地形成のための総合的なまちづくり事業。ここでは、土地区画整合法に基づく土地区画整理事業や都市再開発法に基づく市街地再開発事業などをさす。

(4) 構成

序章 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランの概要や改定の趣旨などについて示しています。

第1章 吹田市の現況

本市の特徴や社会経済情勢等の動向、まちづくりに係る施策の進捗状況、市民の意識などを踏まえ、「まちづくりの課題」について整理しています。

第2章 基本理念と将来像

「暮らし」「活力」の2つの観点から、「まちづくりの基本理念」を示すとともに、長期的な目標として本市のめざすべき「都市空間の将来像」を示しています。

第3章 まちづくりの方針

「都市空間の将来像」の実現に向けた、都市計画及び関連施策について、施策テーマ別に「まちづくりの方針」を示しています。

【地域別索引図】

施策テーマ別の方針を一覧できる地域別索引図を示しています。

終章 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランの推進にあたり、協働によるまちづくりの進め方について示すとともに、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応できる新たな仕組みとして「地区まちづくり構想」を示しています。